

令和7年7月1日

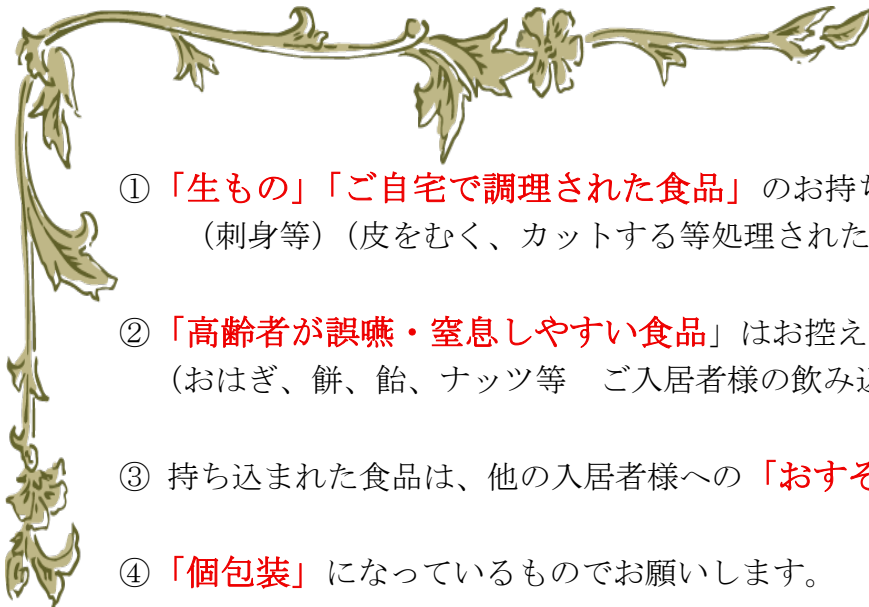
ご家族様 各位

社会福祉法人青松園
理事長 杉本 郁夫

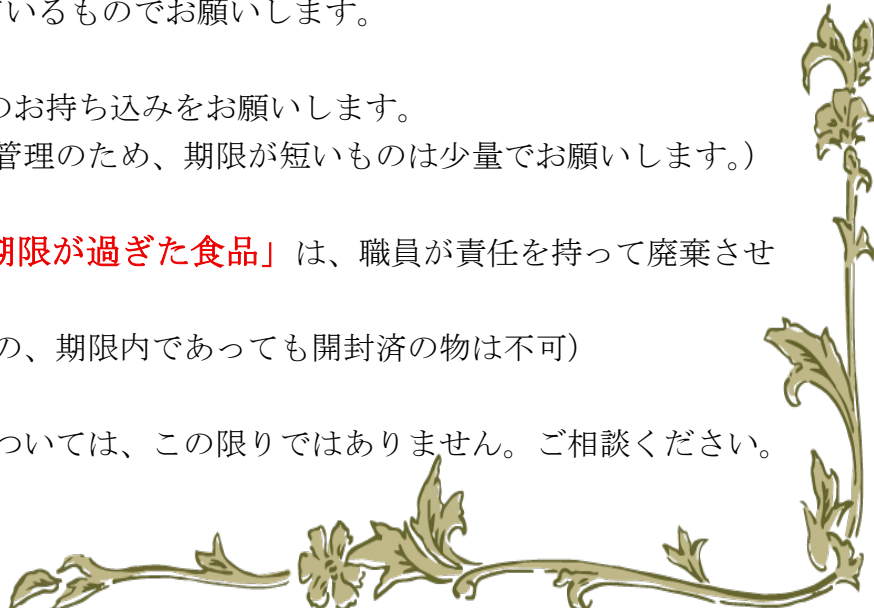
食べ物・飲み物の差し入れについてのお願い

平素は、当法人の運営に際しまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、ノロウイルス等の感染症（食中毒）、また誤嚥・窒息の事故予防対策として、ご入居者様の安全を守るために、年間と通して下記の通り「食べ物・飲み物の差し入れ」のルールを定めさせていただいております。

今一度ご確認をいただき、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

- 
- ① 「**生もの**」「**ご自宅で調理された食品**」のお持ち込みはご遠慮ください。
（刺身等）（皮をむく、カットする等処理されたものを含む）
 - ② 「**高齢者が誤嚥・窒息しやすい食品**」はお控え頂いています。
（おはぎ、餅、飴、ナッツ等 ご入居者様の飲み込みの状態に応じて相談）
 - ③ 持ち込まれた食品は、他の入居者様への「**おすそ分け**」はできません。
 - ④ 「**個包装**」になっているものでお願いします。
 - ⑤ 「**食べきれる量**」のお持ち込みをお願いします。
（保管場所や期限の管理のため、期限が短いものは少量でお願いします。）
 - ⑥ 「**賞味期限・消費期限が過ぎた食品**」は、職員が責任を持って廃棄させていただきます。
（期限の記載のないもの、期限内であっても開封済の物は不可）

※看取り期にある方については、この限りではありません。ご相談ください。



年間を通して持ち込みをご遠慮いただくもの

【生もの】

✕ 刺身



✕ 寿司



【自宅で調理された食品】

✕ 自宅で調理された食品



✕ 皮をむく、カット等
処理された果物



【誤嚥・窒息しやすいもの（喉に詰まりやすい、口に引っ付くもの、硬すぎるもの）】

✕ おはぎ



✕ 餅類



✕ ういろう



✕ もなか



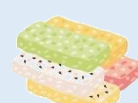
✕ マシュマロ



✕ ナッツ



✕ 岩おこし



【消費・賞味期限の記載のないもの、期限内であっても開封されているもの】

持ち込み可能な食べ物・飲み物

【消費・賞味期限が記載されている既製品】

○ お菓子



○ 飲み物



○ プリン・ヨーグルト・ゼリー



※ 個包装のもの をお願いします。

○ 期限が記載されている食品



ご不明な点やご相談がございましたら、いつでも下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：社会福祉法人青松園
法人事務局

☎059-228-2661